

祝

辞

令和四・九・五 国立劇場 大劇場  
学制百五十年記念式典

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、学制百五十年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

我が国における近代的な教育制度の基礎は、明治五年、「学制」の發布により確立されました。以来、教育関係者の並々ならぬご尽力と国民の教育に対する熱意に支えられて、我が国の教育は著しい発展を遂げ、世界に誇るべき水準に達しました。この間の関係者の皆様方の御苦労に対し心から敬意を表する次第であります。

今日、国内外を問わず、社会経済の情勢は大きく変化し、人々の価値観はますます多様化しております。このような時代において、国際的な視野を身に付け、個性的で創造性豊かな青少年を育むことは、我が国の将来を託する上においても重要なことであり、そのためには教育の果たすべき役割は、今後ますます増大する事と存じます。

近年、法や司法制度、さらにはこれらの基礎になつてゐる価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための「法教育」の充実の必要性が指摘され、また、成年年齢や裁判員及び検察審査員の選任年齢が十八歳に引き下げられました。このような状況の下で、「家庭科」における契約の重要性や消費者保護制度の仕組みに関する教育の充実に加え、本年四月から、高等学校等において新しい必履修科目として「公共」が新設されたことは、教育現場における「法教育」の充実という観点からも、誠に時宜を得た意義深いものといえます。

この記念すべき式典に際し、本日顕彰を受けられた方々の多年にわたる御功績に対して深く敬意を表するとともに、教育関係者の皆様方のますますの御活躍と我が国の教育の一層の充実、発展を祈念いたしまして、祝辞といたします。

令和四年九月五日

最高裁判所長官 戸 倉 三 郎